

物品、委託役務関係の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和2年5月7日
大 阪 府

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いの延長について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについては、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて」によりお知らせしたところです。

このたび、令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで延長されました。

つきましては、令和2年5月7日以降についても取扱いを継続することとしましたので、お知らせします。

なお、令和2年4月9日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた委託役務業務及び物品調達にかかる取扱いについて」の「2（2）ヒアリング等の実施について」における「5月7日」の文言については、「6月1日」に読み替えて対応することとします。

担当：総務部契約局総務委託物品課
企画・システムグループ
内線 5375